

平成25年度第2回青森市指定管理者選定評価委員会会議概要

- 1 対象施設 青森市りんごセンター
- 2 開催日時 平成25年7月5日(金) 11:05~12:10
- 3 開催場所 青森市役所議会棟4階第1委員会室
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 相馬 紳一郎(市長公室次長)
委員 増田 一(企画財政部次長)
委員 相馬 政人(市民生活部次長)
委員 岩船 彰(青森中央学院大学教授)
委員 佐々木 信一(東北税理士会青森支部税理士)
 - (2) 施設所管課(事務局) 農業政策課 課長 工藤 智
りんご支援室 室長 小笠原 訓史
りんご支援室 主事 田中 宏治
 - (3) 制度所管課 市民政策課 主幹 福島 清裕
主事 田中 浩司
- 5 欠席者 鈴木 裕司 副委員長(総務部次長)
能代谷 潤治 委員(経済部次長)
- 6 議題 募集要項等に係る審査
- 7 会議概要

初めに、市民政策課より、「指定管理者制度導入基本方針」の改訂内容について、以下のとおり説明があった。

選定基準の「管理について」へ「職員の雇用・労働条件の向上に努めているか」を追加し、応募者には「人件費等内訳書」を提出してもらうこと。

選定基準の「効率性」に関する配点を全体の配点の30%程度から20%程度に変更すること。

次に、事務局(農業政策課)より、5月7日に開催された選定評価委員会で指摘のあった、青森市りんごセンターの指定期間の開始時期について説明するとともに、配布資料に基づき、募集要項・仕様書・選定基準・責任区分等を説明。

(1) 審議結果

募集要項等については、指摘された事項を修正した上で募集に当たること、全委員異議無く全会一致で了承された。

(2) 主な質疑内容

委員：瑕疵に対しての保険は、指定管理者が変わった場合でも対象となるのか。

事務局：CA冷蔵庫に入っている物に対する保険になるので、保険の対象となります。

委員：倉庫が空っぽなるのは、5月末位ですか。

事務局：7月頃が目処になります。

委員：責任区分の損害賠償について、仮に4月3日とかにりんごを出した際に駄目だった場合は、前と今、どちらの指定管理者に請求するのか。

事務局：4月1日以降ですので、今の業者になると思います。

委員：責任分担表の中の「終了手続」で、「施設の水準の保持」はあるが、施設内に入っている商品の質・量の確認の引継ぎを行うような記載は無い。確認の引継ぎをして、4月からの指定管理者の了解を得た後であれば、請求してもいいと思うが。

委員：募集要項に、このような引継ぎに関する内容を記載しなければならないのではないか。

事務局：引継ぎの際に業者が立ち会ってりんごを確認する内容を、募集要項に追加します。